

児童福祉施設基幹的職員研修事業実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、児童福祉施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するべく、その中心的役割を担う基幹的職員を養成するために実施する研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「基幹的職員」とは、対象施設において次の業務を行う職員をいう。

- (1) 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行うこと。
- (2) 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割を担うこと。
- (3) 施設の他の職員に対する適切な指導及び教育並びにメンタルヘルスに関する支援を行うこと。

2 この要綱において「対象施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設のうち次に掲げるものとする。

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童心理治療施設
- (5) 児童自立支援施設

(研修の内容)

第3条 前条第1項に掲げる業務を遂行するに当たり必要な知識等を身につけるために実施する研修（以下単に「研修」という。）は、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、講義及び事例を用いた演習により行うものとする。

2 市長は、研修を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その一部を市長が適当と認める者に委託して実施することができる。

(受講対象者)

第4条 研修を受講することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市が所管する対象施設の職員であること。
- (2) 対象施設及びこれに準ずる施設等において、児童等に対する直接支援、相談支援等の業務の実務経験が概ね10年以上であること。
- (3) 人格円満で児童福祉に関し相当の知識及び経験を有し、基幹的職員の候

補として適切であるとして、その者が勤務する対象施設の施設長の推薦があること。

(申込み)

第5条 対象施設の施設長は、前条各号に該当する職員に研修を受講させようとするときは、当該職員に係る推薦書を添えて、受講申込書を市長に提出するものとする。

(修了証)

第6条 市長は、受講者が研修のすべての課程を修了したときは、修了証を交付するものとする。

(登録)

第7条 市長は、前条の修了証を交付した者について、基幹的職員研修修了者登録簿を作成し、管理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。